



三条市諸橋轍次博士奨学金（看護職員奨学金）

令和8年4月1日から奨学金返還免除の条件である就業先の特定医療施設等の範囲を拡充します。

今回拡充する施設は、県央医療圏（三条市・燕市・加茂市・田上町・弥彦村）内に所在する施設で、介護保険法、老人福祉法、障がい者総合支援法、学校教育法、児童福祉法等に基づく施設のうち、法令等の規定により看護職員の配置が義務又は努力義務とされている施設です。（青字で表記した施設が追加）

医療施設



診療所
病院



介護施設



指定居宅サービス事業所



訪問入浴介護
訪問看護
通所介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地域密着型通所介護
小規模多機能型居宅介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護
訪問介護
居宅療養管理指導
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
認知症対応型共同生活介護
訪問リハビリテーション
福祉用具貸与
特定福祉用具販売
居宅介護支援
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院

障害福祉施設



療養介護
生活介護
医療型短期入所
自立訓練（機能訓練）
居宅介護
福祉型短期入所
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援A
就労継続支援B
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助
施設入所支援

老人福祉施設



養護老人ホーム

学校施設



特別支援学校

児童福祉施設



認定子ども園
保育所
小規模保育事業を行う施設
事業所内保育事業を行う施設
病児保育事業を行う施設
児童発達支援事業所
放課後等デイサービス

行政機関



市町村

〈三条市諸橋轍次博士奨学金（看護職員奨学金）に関するお問合せ先〉

三条市 福祉保健部
健康づくり課 健診係

☎ 0256-34-5443（直通）

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号



返還免除の条件について

次の条件を満たしている場合、返還未済額の返還を免除します。

令和8年度の奨学生から返還免除の条件に三条市への住民登録要件を追加しました。

令和3年度から令和7年度に奨学金貸与の決定を受けた奨学生

①看護学校を卒業し、1年6か月以内に看護職員の免許を取得している。

②看護職員の免許を取得後、直ちに特定医療施設等において当該免許をいかした業務であって市長が必要と認めるものに5年継続して従事している。

令和8年度以降に奨学金貸与の決定を受けた奨学生

①看護学校を卒業し、1年6か月以内に看護職員の免許を取得している。

②看護職員の免許を取得後、継続して、又は直ちに本市に住民登録している。

③看護職員の免許を取得後、直ちに特定医療施設等において当該免許をいかした業務であって市長が必要と認めるものに5年継続して従事している。



これってどういうこと？

あなたの疑問、解決します！ **Q&A**



Q

令和6年度から3年間、奨学金を借りている奨学生です。令和9年3月に看護学校を卒業予定で、令和9年4月から三条市内の保育園勤務の内定を貰っています。これは返還免除の条件に当てはまりますか？

A

令和8年4月から指定医療機関の範囲が拡充されたので、保育園も対象施設となります。看護師免許を取得し、5年継続して勤務することで返還免除となります。令和3年度から令和7年度に奨学金貸与の決定を受けた奨学生は、三条市への住民登録要件は課せられていませんので、居住地は三条市内に限りません。



Q

令和8年度からの奨学生です。指定医療機関等で勤務中、結婚等のため市外へ転出した場合は、奨学金の返還はどうなりますか？

A

令和8年度以降の奨学生は、返還免除条件として三条市の住民登録要件があるので、市外へ転出した場合、奨学金を返還することになりますが、その場合、返還未済額から住民登録要件を満たしている期間分を引いた額を返還していただきます。指定医療機関を5年未滿で退職した場合は、全額返還となります。

